

ひとり親家庭支援制度

児童扶養手当などの支援事業についてお知らせします。なお、支援を受けるには一定の条件や審査があります。詳しくは、お問い合わせください。

問①～③=こども政策課 ☎⑧809、④=東部中央福祉事務所 ☎048-737-2359

1 児童扶養手当

☎18歳まで（一定の障がいのある場合は20歳未満まで）のこどもを育てているひとり親家庭など

（所得制限あり：申請者や同居者の所得により、手当が支給されない場合があります）

※公的年金を受給する方は、年金額が児童扶養手当額より低い場合、その差額分の児童扶養手当を受給できます。

※手当を受けている方は、8月中に現況届の提出が必要です。

【手当額の変更】

4月分から手当額が変更されました。

全部支給額 48,050円

一部支給額 48,040円～11,340円

2人目以降の加算額など詳しくは、市ホームページをご覧ください。



2 ひとり親家庭等医療費助成

☎ひとり親家庭または、そのこどもを育てている養育者家庭など（所得制限あり：申請者や同居者の所得により、手当が支給されない場合があります）

3 ひとり親家庭自立支援事業

いずれも受講する養成機関への手続き前にこども政策課への相談が必要です。

○教育訓練給付金

☎受講する教育訓練が適職に就くために必要と認められるひとり親家庭の父母

☎医療事務・簿記など、就業に必要な資格を取得するために、受講費用の6割相当額（上限金額は講座内容による）を助成

○高等職業訓練促進給付金

☎児童扶養手当の受給者または同等の所得のひとり親家庭の父母

☎専門的な資格（看護師・保育士など）を取得するため、養成機関で6か月以上修業する場合に、課税世帯月額70,500円、非課税世帯月額100,000円を助成（上限4年のうち最後の1年は40,000円増額）

4 母子および父子並びに寡婦福祉資金

☎ひとり親家庭の父母と寡婦の方

☎お子さんの学費など各種資金の貸し付け（審査あり）

障がいのある方への経済的支援制度

障がいのある方を対象に障がい者手帳の等級などにより、各種経済的支援を行っています。

なお、支援を受けるためには申請が必要です。 問障がい福祉課 ☎④434

① 在宅重度心身障がい者手当

☎身体障害者手帳1・2級、療育手帳④、Aおよび精神障害者保健福祉手帳1級の方で、②③の手当を受けていない方

※施設に入所中の方などを除く。

※住民税課税の場合は支給を停止します。

☎年2回（9月、3月）月額5,000円を支給（障がい者手帳の新規取得または等級変更時の年齢が65歳以上の方は、月額2,500円を支給）

② 特別障がい者手当

☎身体または精神に重度の障がいがあり、日常生活で常時特別の介護を要する20歳以上の方や、重度の要介護認定を受けている方など、国が定める障がいの程度に該当する方

※施設に入所中の方および継続して3か月を超えて病院などに入院中の方を除く。

☎年4回（5月、8月、11月、2月）月額30,450円を支給

③ 障がい児福祉手当

☎日常生活で特に制限のある20歳未満の方（身体障害者手帳1級および2級の一部、療育手帳④、常時介護を要する精神障がい者など）

☎年4回（5月、8月、11月、2月）月額16,560円を支給

④ 特別児童扶養手当

☎精神または身体に一定の障がいがある20歳未満のこどもを育てている方のうち、主として生計を維持する方

☎年3回（4月、8月、11月）1級＝月額58,450円、2級＝月額38,930円を支給

※②～④については、所得制限があります。

所得状況届・現況届の提出をお願いします

②～④を受給している方は、所得状況届・現況届の提出が必要です。対象者には案内を送付しますので、9月11日までに提出ください。

生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた生活保護費の追加給付について 問社会福祉課 ☎④487

平成25年に国が行った生活扶助基準の引き下げをめぐり、最高裁判決で違法と判断されたことを受けて、国の方針に基づき追加給付を実施します。詳しくは、厚生労働省ホームページまたは、市ホームページをご覧ください。

○給付対象 平成25年8月から令和8年3月までに八潮市で生活保護を受給していた世帯 ※亡くなられた方については対象外

○手続き

・現在も八潮市で生活保護受給中の世帯

通常の生活保護費と併せて追加給付額を支給します（申出不要）。

・過去に八潮市で生活保護を受給していた世帯

市に申出が必要です。詳しくは、市ホームページまたは追加給付相談センターまでお問い合わせください。

申請期限：令和9年7月31日まで（必着）

※8月中は郵送またはマイナポータルからの申請受付のみ。窓口申請受付は9月から令和9年2月まで。

詳しくは、追加給付相談センターへ

☎0120-179-445

（フリーダイヤル）

平日の午前9時から午後5時まで

（8月から10月までは、土・日曜日、祝日も対応）

